

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会事務局業務従事嘱託職員取扱基準

### 1 目的

この基準は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会事務局業務従事嘱託職員（以下「事務局嘱託職員」という。）の任用及び勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

この要綱で事務局業務従事嘱託職員とは、青梅市社会福祉協議会事務局（ボランティア市民活動センターを含む（以下「事務局」という。））に勤務する事務局職員と同じ勤務時間体系を持ち、専門の業務に従事するものをいう。

### 3 服務

事務局嘱託職員の服務については青梅市社会福祉協議会就業規則（昭和54年4月1日規則第1号）（以下「就業規則」という。）第6条から第35条の規定に準ずるものとする。

### 4 給与

事務局嘱託職員の給与については就業規則第48条から第51条、第55条ならびに第59条の規定に準用するものとする。

この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

### 5 安全衛生

事務局嘱託職員の安全衛生については就業規則第62条の規定に準用するものとする。

### 6 休職、解雇、懲戒および退職

事務局嘱託職員の休職、解雇、懲戒および退職については就業規則第63条から第73条の規定に準用するものとする。

### 7 災害補償

事務局嘱託職員の業務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対しては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき保障する。

### 8 社会保険

事務局嘱託職員の社会保険適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定めるところによる。

### 9 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

### 10 実施期日

この要綱は、平成23年8月1日から実施する。

### 11 経過措置

この要綱の適用については、平成23年4月1日から適用する。